

1.はじめに

今回は静脈注射によって生じた神経損傷、カウザルギーに関する裁判例を紹介します。

2.事案

Aさん（女性27歳）は耳鼻咽喉科診療所を受診し、メニエル氏病との診断を受けて、看護師から左肘内側にメイロンとメチコバルの静脈注射を受けました。その後、左肘から手関節の痛み、左手指のしびれ等が出て、約20カ所の医療機関で治療を受け、左正中神経障害、カウザルギーの診断を受けました。Aさんは、正中神経の損傷を受けたとして、診療所に対して1億1,553万円の賠償を求めて訴訟を起こしました。

3.裁判所の判断

岡山地方裁判所は、Aさんの症状の変化を詳細に認定して、看護師の注射によって正中神経を損傷したとは判断できないので義務違反があったとは言えない、としてAさんの請求を認めませんでした（H23.3.1判決）。

4.コメント

正中神経はおおよそその位置が推定でき、しかも、深いところを走行しているので、注射針を深く刺さないことで損傷を避けられます。従って、正中神経損傷は過失ありと判断されます。これに対し、内・外側前腕皮神経は浅いところにあり、その走行位置を正確に確定できないので、損傷を確実に避けることはできません。悪い結果（神経損傷）の回避可能性がないということになり過失はないと判断されます。

最近、採血等による神経損傷の事例が少なくありません。採血や静脈注射をするときは、刺針部位の選択に注意し、刺針による痛みはないかの確認をする、痛み（特に電撃痛）を訴えたときは直ぐに抜針する、刺した後には血管を探るようなことはしない、終了後も痛みやしびれはないかを聞きしびれ等の訴えがあったり、血腫等があったら医師に報告して適切な処置をしてもらうことが必要です。

松本・山下綜合法律事務所

私達の事務所は、医療事件だけでなくその他の案件（相続、離婚、債務整理、刑事事件等）も取り扱っています。医療の現場は専門知識があるとないとでは全く違いますが、法的な場面でもそうです。何か行動する前にちょっと相談するだけで違うことがあります。気軽にご相談ください。

千葉市中央区中央三丁目3番8号日本生命千葉中央ビル7階

電話：043-225-5242